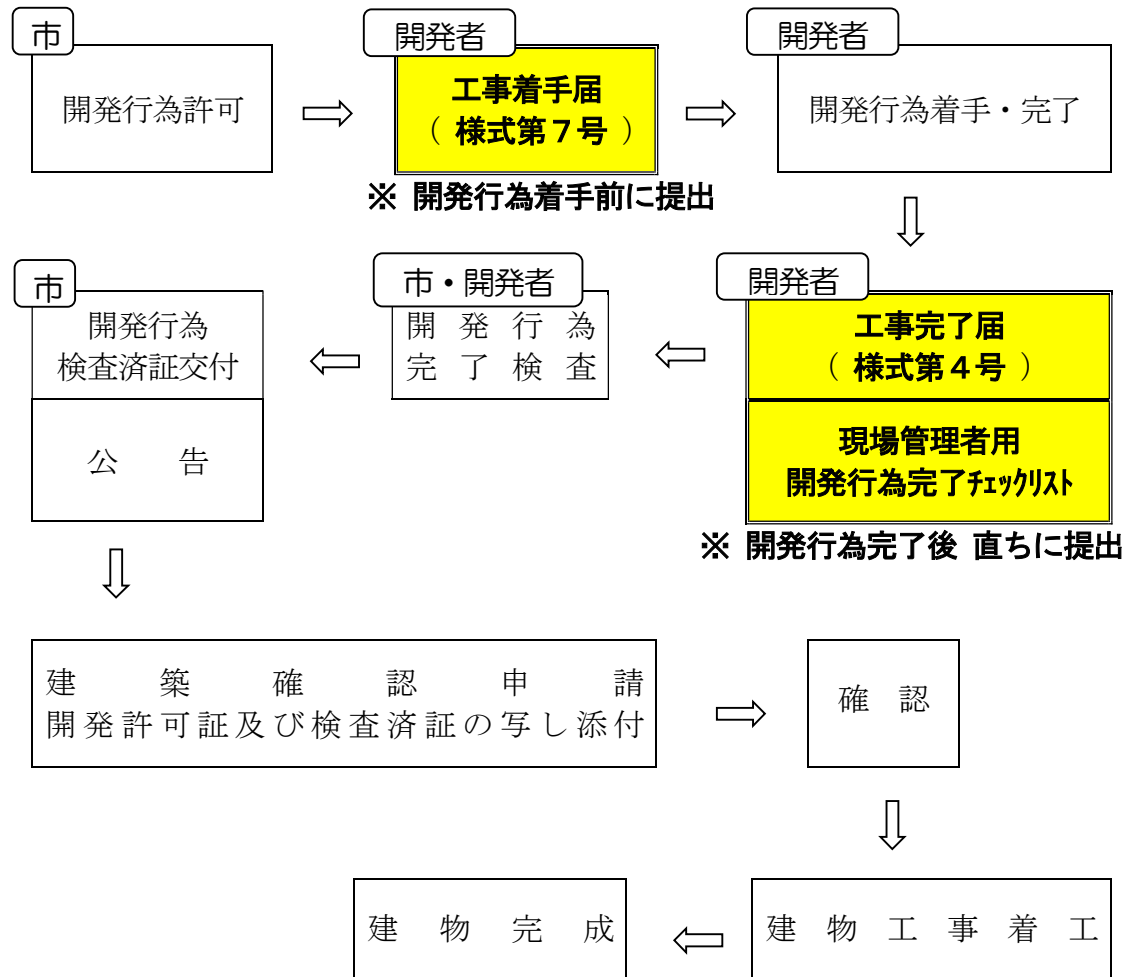


あなたが申請した開発行為は許可されました。

開発行為に関する工事の着工から完了までは、次の順序で手続を取った上、工事を施工してください。



備考 裏面に工事施工の手続に関する注意事項を記載しておりますので、必ずご覧ください。

(裏面につづく)

## 注 意 事 項

- 1 開発行為に関する工事に着手する場合は、別紙（様式第7号）の工事着手届出書を提出してから工事に着手してください。
- 2 工事現場には、次の許可標識を掲示してください。

開 発 行 為 許 可 標 識	
開 発 許 可 年 月 日 及 び 番 号	令 和 年 月 日 天 第 号
開発許可を受けた者の住所、氏名又は名称	
設 計 者 住 所 、 氏 名	
工 事 施 行 者 住 所 、 氏 名 又 は 名 称	
現 場 管 理 者 住 所 、 氏 名	
工 事 期 間	令 和 年 月 日 から 令 和 年 月 日 まで

規格は、縦60cm、横80cmとする。

- 3 農地の場合は、農地法第4条又は第5条の規定による農地転用許可申請（市街化区域の場合は届出）を農業委員会に行うとともに、農地転用許可通知書の交付を受けてから開発行為に関する工事に着手してください。
- 4 工事を完了したときは、直ちに都市計画法第36条第1項の規定により、別紙（様式第4号）の工事完了届を提出し、市の検査を受けてください。
- 5 許可条件である工事完了期間内に工事が完了しない場合又は工事を途中で廃止する場合には、天童市建設部都市計画課に連絡のうえ、別途所定の手続きを取ってください。